

久留米市老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存在する危険家屋から日常生活における市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、当該危険家屋を除却する者に対して、久留米市老朽危険家屋等除却促進事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、久留米市補助金等交付規則(昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険家屋等

周辺住環境等を悪化させ放置されている木造若しくは軽量鉄骨造の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表第一において、合計点数が100点以上に相当するもの。

イ その他市長が除却の必要があると認める建築物。

(2) 申請者

老朽危険家屋等の所有者若しくは所有者の相続関係者等をいう。

(3) 対象費用

老朽危険家屋等の除却及び処分に要する費用をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる老朽危険家屋等は、市内事業者(市内に本店、支店等の事業所を有する事業者、又は市内の個人事業者)が除却工事を行うもので、次の各号に掲げる要件を満たしたものでなければならない。ただし、市長が特段の事情があると認めて対象とした建築物はこの限りでない。

(1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物であること。

2 第1項の補助の対象には、補助を受ける目的で故意に破損させた場合を除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、750,000円を限度とする。

2 第1項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請等)

第5条 申請者は、事業に着手する前に補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書 (第 2 号様式)
- (2) 老朽危険家屋等の解体工事見積書 (写し)
- (3) 建物の全部事項証明書 (写し)
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金交付の適否の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容を審査し適否を決定するものとする。

(決定又は却下の通知)

第 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書 (第 3 号様式) により申請者に対し速やかに通知するものとする。

2 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金交付申請却下通知書 (第 4 号様式) により申請者に対し速やかに通知するものとする。

(事業内容の変更)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者 (以下「受給決定者」という。) は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書 (第 5 号様式) に変更計画書 (第 6 号様式) 及び第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、かつ、申請の内容の適否を決定し、速やかにその決定した内容を変更 (決定・却下) 通知書 (第 7 号様式) により受給決定者に通知するものとする。

(事業の着手)

第 9 条 事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第 10 条 受給決定者は、事情により事業を中止しようとする場合は、補助金交付申請取下申請書 (第 8 号様式) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給決定者が前項の補助金交付申請取下申請書を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書 (第 9 号様式) (以下「取消通知書」という。) により受給決定者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第 11 条 申請者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、完了報告書 (第 10 号様式) に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
 - (2) 請求書又は領収書の写し (除却工事を行った者が発行したもの)
 - (3) 工事写真 (施工前及び施工後)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第 1 2 条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書 (第 1 1 号様式) により当該受給決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 1 3 条 受給決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書 (第 1 2 号様式) を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 1 4 条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第 1 2 条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金返還命令書 (第 1 3 号様式) により期限を定めてその返還を命じることができる。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 5 月 1 0 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

別表第一

判定区分	部位等	程度	評価内容	評点	
- 被害度 - 道路等の通行人 又は隣接地に対 する影響	(1) 外壁 又は屋根等		外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	15	
			外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25	
			外壁、屋根材等が道路又は隣接地に既に落下する等、敷地外に被害を及ぼしている状況がうかがえるもの	50	
- 老朽度 - 構造の腐朽又は 破損の程度	(1) 床		根太落ちがあるもの	10	
			根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	(2) 基礎、 土台、柱又 ははり		柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(3) 外壁		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(4) 屋根		屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
	- 地域的重要度 -	(1) 景観		景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	25
		(2) ⅠⅡ・ 立地状況		DID 地区（人口集中地区）内のもの	20
			土砂災害特別警戒区域内のもの	20	
			道路に対し影響を及ぼす距離にあるもの	20	
(3) 地元 要望等		自治会等の地元組織から要望があるもの	25		
合計	判定区分の部位が ~ の何れかに該当するもので、 合計が 100 点以上...老朽危険家屋				